

答 申 書
(答 申 第 361 号)
令和 4 年 (2022 年) 6 月 13 日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が、開示請求に係る個人情報に不存としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明要旨

別紙のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象個人情報は、「北海道〇〇方面〇〇警察署〇〇職員が私（〇〇）の申出に対して部下に指導した内容」（以下「本件個人情報①」という）及び「令和〇年〇月〇日私の携帯電話〇〇 2度電話した内容と自分の主観を述べた内容」（以下「本件個人情報②」という。）である（以下、本件個人情報①及び②を合わせて、「本件個人情報」という。）。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し、請求に係る本件個人情報を記載した公文書は作成していないとして、令和3年10月5日付け道本総（情）第183号で個人情報不存通知処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成していないのは不合理であるため、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る個人情報を開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 請求人は、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成していないのは不合理であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 実施機関が、別記第4号様式（12の(3)のウの事項関係）の処理方針・経過票を作成しないで、上司に報告していないのは不整合であり、処理決裁を受けていないのは、不合理である。

(イ) 実施機関が、北海道警察文書管理規程により軽易なものと判断し、別記第5号様式（11の(3)の事項関係）の回付・解決票の回付を行っていないのは不合理であり、回付・解決票を作成しなかった責任は、個人の問題ではなく、組織の問題である。

(ウ) 別記第18号様式（第55条関係）の電話通信用紙が存在しないのは、不適切である。

(エ) 実施機関が、請求人に電話をかけてきたのは事実であり、事件の内容の電話かけは担当課が行うべきである。電話をかけた事実は、書面にして引き継がれるべき職務であるので、不存とするのは不合理である。

イ 実施機関は、本件処分が妥当であるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件個人情報①の存否について

本件個人情報①は、部下職員に対して日常的に行う指導やアドバイスの範囲内のものであって、記録に残しておく必要がないものと判断して公文書を作成しなかったものであり、物理的に存在しない。

(イ) 本件個人情報②の存否について

北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号）第74条では、電話により、指示、連絡、報告、照会、回答等を行い、又は受けたときは、軽易なものを除き、電話通信用紙を使用してその内容を記録しておくことが規定されているが、電話による通話内容の全てについて記録しておくことが義務付けられるものではなく、事後確認の必要がなく、公文書を作成しなくても事務処理に支障が生じないような軽易なものは、除かれている。

本件個人情報②は、口頭で引継ぎすることで足りる軽易な内容のものであって、事後確認の

必要がなく、公文書を作成しなくても事務処理上支障が生じないものと判断して作成しなかったものであり、物理的に存在しない。

ウ 以下、本件処分の妥当性について、当審査会の考え方を詳述する。

(ア) 本件個人情報①について

本件処分に係る本件個人情報①の内容は、特定の日に請求人が〇〇方面〇〇警察署（以下「〇〇警察署」という。）を訪れた際、請求人に対応した職員の応接態度について、当該職員の上司である特定職員に対し不満を述べたことに対し、部下職員に対する指導やアドバイスを行ったものであって、当該内容は、日常的に行われているものであり、公文書として記録に残しておく必要がないものと認められることから、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成しなかったとする説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(イ) 本件個人情報②について

本件処分に係る本件個人情報②の内容は、特定の日に請求人が告発状を持参して〇〇警察署を訪れ、請求人の退庁後、告発状の内容について、実施機関の職員が、請求人に電話をかけて確認した内容を担当課の職員に口頭で伝えた内容であり、当該内容は、担当課の職員に口頭で伝えることで足りるものであって、事後確認の必要がなく、公文書を作成しなくても事務処理上支障が生じない軽易なものであると認められる。

当審査会において、「北海道警察文書管理規程の運用について（通達）」を確認したところ、所掌事務に関する単なる照会・問合せ等に対する応答、内部における日常業務の連絡・打合せ等であって、事後確認の必要がなく、文書を作成しなくても事務処理上支障が生じないもの、すなわち処理に係る事案が軽易なものである場合には、文書を作成する必要はないと定めていることから、実施機関が本件個人情報を記載した公文書を作成しなかったとする説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(ウ) したがって、実施機関が、本件開示請求に係る本件個人情報①及び②について、不存在としたことは、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和4年1月20日	○ 諮問書の受理（諮問番号670） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和4年1月26日	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
令和4年3月9日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和4年4月22日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 答申案骨子審議
令和4年6月9日 （第112回全体会）	○ 答申案審議
令和4年6月13日	○ 答申